

第2次 かすみがうら市 総合計画

平成29年度－38年度

概要版

平成29年3月

かすみがうら市

はじめに



平成 17 年 3 月に「かすみがうら市」が誕生し、平成 19 年 3 月に策定した「かすみがうら市総合計画」において、新たなまちづくりを進めるための基本理念を掲げ、将来都市像実現に向けた市政運営に取り組んでまいりました。

現在、我が国は人口減少や少子高齢化に起因する諸課題、地球規模での環境問題、グローバル化など、社会情勢は急激に変化しており、地方自治体はこうした直面する課題や市民ニーズに対応するため、質の高い行政運営が求められています。この「第 2 次かすみがうら市総合計画」は、こうした時代の潮流を的確に捉え、将来の本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として策定したところです。

この計画を本市の最上位計画として位置づけ、まちづくりの基本理念や目標を示す基本構想を定め、これに沿った各分野の施策を効率的かつ効果的に展開し、市民の安全・安心な暮らしを支え、活力に満ちたまちづくりを目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定に際しまして、市民アンケートやまちづくり会議等により貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、計画をご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

かすみがうら市長 坪井 透

総合計画とは

総合計画は、本市の行政運営全般の指針となる最上位計画であり、まちづくりの基本的な理念や方針を示す「基本構想」、基本構想に沿って各分野における施策を示す「基本計画」で構成しています

- 1

基本構想

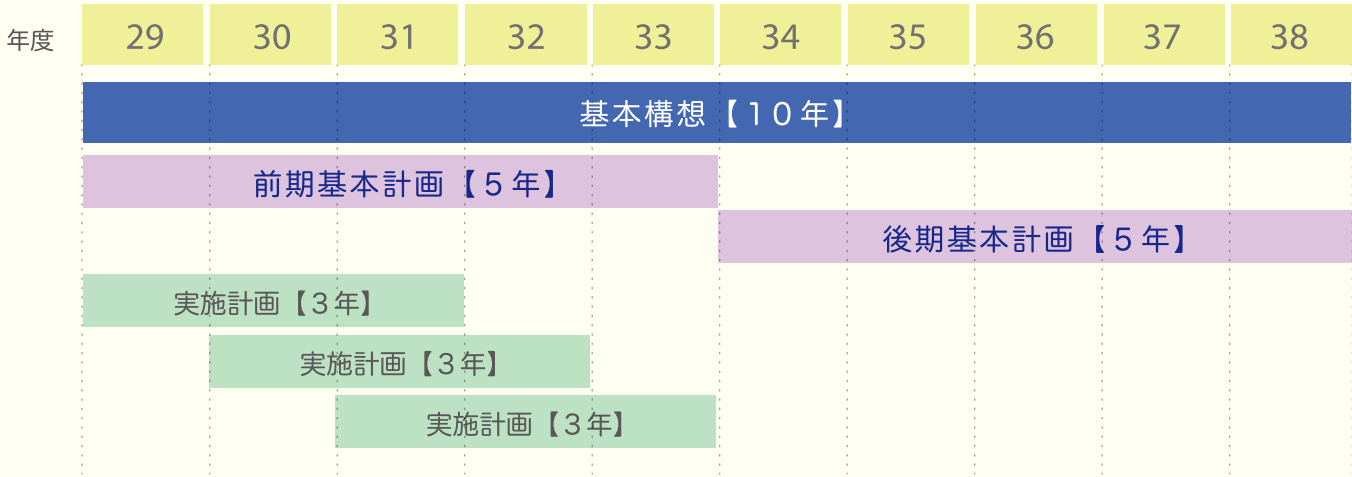
基本構想は、本市が目指す将来都市像とその実現のための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。構想期間は平成 29 年度から平成 38 年度の 10 か年とします。
- 2

基本計画
(前期)

基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。基本構想期間中を前期・後期に分け、前期では平成 29 年度から平成 33 年度を目標年度とします。
- 3

実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。向こう3か年を計画期間としたローリング方式によって毎年見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図っていきます。



基本構想

まちづくりの課題を踏まえ、この計画で目指す将来都市像と計画の基本理念を以下のように定めます

まちづくりの課題

時代の潮流や市民意識を踏まえ、かすみがうら市の主要な課題を【成長課題】【改善課題】【強化課題】の3つに整理します。

課題① ～地域特徴を伸ばす～

成長課題 自然資源の保全と活用で地域に活力を

課題② ～暮らしやすさを再構築～

改善課題 生活環境の改善から安全な暮らしを再構築

課題③ ～地域力の強化～

強化課題 一人ひとりの力の集結と地域力の育成

将来都市像

豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指して、将来都市像を次のとおり定めます。

きらり輝く ^{みず みどり}湖と山 笑顔と活気のふれあい都市
～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 ^{さと}かすみがうら ～

すべての市民が地域を創る人財としていきいきと光り輝き、産業や文化、豊富な資源が地域に活力を与え、人々の豊かな気持ちで未来へ安心と優しさを紡いでいく、ふれあい都市「かすみがうら」を創造していきます。

基本理念

これから目指すまちづくりの方向性と考え方を示すものとして、まちづくりの基本理念を掲げます。

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち

先人から受け継いできた豊かな自然などの資源を守り、地域の産業とともに育て生かしながら豊かなまちを目指します。

2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち

交通や施設などの利便性向上に向けた基盤整備を進めるとともに、防災や防犯体制も整った快適で安全なまちを目指します。

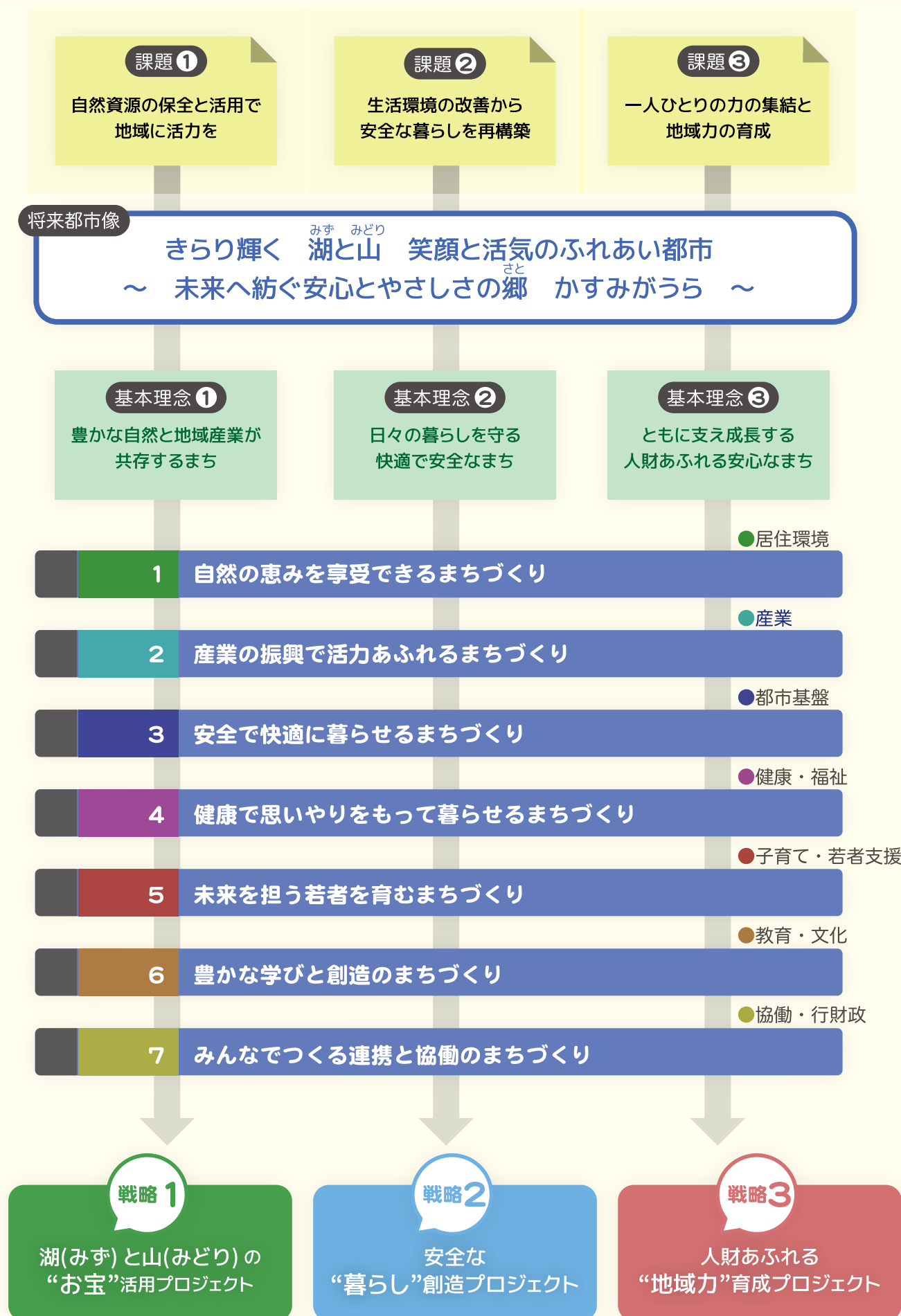
3. とともに支え成長する人財あふれる安心なまち

市民が心身ともに健康で豊かな人間性を育みながら成長し、地域の人財として、ともに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

この計画で取り組むことはこちら

計画の体系

本計画では3つの基本理念、7つの基本目標からなる計画の体系を設定し
将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進します



戦略プロジェクト

本計画の推進にあたり、まちづくりの課題を解決するため、基本施策の中から今後5年間に重点的かつ積極的に取り組む施策を戦略プロジェクトとして設定します

戦略1

湖(みず)と山(みどり)の “お宝”活用プロジェクト

自然資源の保全 | 霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進

みず
湖の“お宝”
『霞ヶ浦』

みどり
山の“お宝”
『新治台地』

自然資源の活用・観光振興

- サイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業【地方創生事業】
- 自然資源を生かした体験交流イベント
- 地域連携による自然資源の活用
- 文化財などの伝承と保護・活用
- スポーツ・レクリエーション活動の推進

6次産業化 地域経済の循環 雇用創出

第一次産業の振興

- 農業経営確立の推進
- 担い手の育成や後継者の確保
- 販路拡大の推進

新たな創業支援

- 創業支援事業計画に伴う支援事業
- 空き家の活用

戦略2

安全な“暮らし”創造プロジェクト

交通ネットワークの充実

- 公共交通活性化プロジェクトの取組み【地方創生事業】

生活環境の改善

- 空き家活用プロジェクトの取組み【地方創生事業】
- 中心市街地の整備
- 定住サポートの推進

地域における安全対策

- 防災対策・体制の充実
- 消防力の強化
- 広域幹線市道の整備

ハード整備とソフト対策が一体となった
安全な暮らしの実現

戦略3

人財あふれる “地域力”育成プロジェクト

福祉の向上

- 児童福祉の充実
- 地域福祉の推進

学力の向上、市民力の育成

- 子どもミライプロジェクトの取組み【地方創生事業】
- 教育学習環境の充実

まちづくりへの
市民参画

- 市民参画のまちづくり

多様な主体の連携

- 産学官連携のまちづくり
- 青少年健全育成活動の促進

地域力の向上

- コミュニティづくり
- 地域の担い手の育成

施策の展開

前期基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）では 7 つの基本目標ごとに以下の施策を展開した。

基本目標 1

自然の恵みを享受できるまちづくり

● 居住環境

1-1 自然環境の保全と活用

1 環境保全・公害

- ①地球温暖化の防止
- ②環境美化の推進
- ③霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進
- ④公害の防止
- ⑤不法投棄防止

2 自然資源の活用

- ①地域連携による自然資源の活用
- ②霞ヶ浦の保全・活用
- ③自然資源を生かした果樹観光
- ④自然資源を生かした体験型イベント
- ⑤天然記念物の保護

1-2 快適な住環境の整備

1 上水道

- ①安定した水の供給
- ②水道事業の健全化

2 下水道

- ①下水道の整備
- ②下水道等の維持管理
- ③合併処理浄化槽の推進
- ④下水道事業の健全化
- ⑤雨水排水対策の計画的な整備

3 河川

- ①河川整備の促進
- ②霞ヶ浦の治水対策

4 公園・緑地

- ①公園の保全
- ②公園の整備
- ③緑化の推進

5 住居環境

- ①空き家等対策の強化
- ②空き家活用

1-3 資源循環型社会の形成

1 廃棄物処理

- ①広域ごみ処理施設建設の推進
- ②ごみ処理広域化によるごみの 3 R の推進
- ③リサイクルの推進

2 再生可能エネルギー

- ①分散型エネルギーの活用

基本目標 2

産業の振興で活力あふれるまちづくり

● 産業

2-1 農林水産業の振興

1 農林水産業

- ①農業経営基盤の強化
- ②生産基盤と環境の整備
- ③担い手の育成と後継者の確保
- ④農地利用集積の推進
- ⑤畜産振興
- ⑥林業振興
- ⑦水産業振興
- ⑧遊休農地化の抑制・解消

2-2 商工業の振興

1 商工業

- ①商業環境の活性化
- ②商工業の経営支援
- ③ふるさと商品づくりと販路の拡大

2 消費生活

- ①消費者支援の促進
- ②消費者意識の啓発と消費者支援団体の育成

2-3 観光の振興

1 観光

- ①観光の推進体制と PR の充実
- ②観光資源の活用
- ③観光拠点の整備

基本目標 3

安全で快適に暮らせるまちづくり

● 都市基盤

3-1 適正な土地利用の推進

1 土地利用

- ①中心市街地の整備
- ②自然環境との調和
- ③未利用地の立地誘導
- ④良好で快適な居住環境の維持・形成
- ⑤調和のとれた集落環境の推進
- ⑥土地利用の推進
- ⑦都市計画の推進
- ⑧地域の特性を生かした景観保全

3-2 都市基盤の整備

1 道路・交通

- ①国県道の要望活動
- ②霞ヶ浦二橋の建設促進
- ③広域的な道路体系の確立

- ④幹線道路の整備
- ⑤生活道路の整備
- ⑥歩道の整備
- ⑦公共交通の充実

2 公共施設

- ①公共施設の最適化

3-3 安全な住環境の推進

1 消防・救急

- ①消防組織、施設の整備
- ②消防の広域化
- ③防火意識の啓発
- ④消防団協力事業所制度の促進
- ⑤救急体制の充実

2 防災

- ①防災対策・体制の充実
- ②市国民保護計画に基づく体制の推進
- ③防災行政無線の充実
- ④災害情報等の活用
- ⑤ハザードマップの周知
- ⑥災害協定締結団体との連携強化
- ⑦災害時相互援助協定の推進
- ⑧避難者の受入支援

3 交通安全・防犯

- ①交通安全意識の高揚
- ②交通安全教育の徹底
- ③交通危険箇所の解消
- ④県民交通災害共済の加入促進
- ⑤防犯意識の向上
- ⑥防犯設備の拡充
- ⑦空き家の防犯対策
- ⑧通学路等の防犯強化
- ⑨犯罪被害の未然防止

基本目標 4

健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり

● 健康・福祉

4-1 健康づくりの推進

1 保健・医療

- ①健康増進計画の推進
- ②健康意識の高揚
- ③健康づくり事業の推進
- ④健診、ドックの受診体制整備
- ⑤予防接種の推進
- ⑥妊娠・出産・育児への支援体制の強化
- ⑦医療体制の強化
- ⑧献血の推進
- ⑨食育の推進

2 医療保険制度

- ①国民健康保険制度の周知
- ②医療費の適正化と保険財政の健全化
- ③後期高齢者医療制度の充実
- ④医療福祉制度の充実

4-2 高齢者福祉の向上

1 高齢者福祉

- ①福祉施設などとの連携体制の強化
- ②高齢者大学
- ③文化団体の活動支援
- ④高齢者の安全な環境の整備
- ⑤社会参加活動の推進

2 介護保険

- ①地域包括支援体制の充実
- ②地域包括支援制度の周知連携
- ③サービス提供体制の充実
- ④地域包括支援体制の整備
- ⑤質的向上の推進
- ⑥相談・支援体制の充実

4-3 障害者福祉の向上

1 障害者福祉

- ①自立生活の支援
- ②社会参加の促進

4-4 地域福祉の向上

1 地域福祉

- ①地域福祉意識の高揚
- ②地域福祉施設の充実
- ③関係機関・団体との連携の強化

2 低所得者福祉

- ①生活困窮者自立支援
- ②生活保護

3 国民年金

- ①国民年金制度の周知啓発

基本目標 5

未来を担う若者を育むまちづくり

子育て・若者支援

5-1 次世代の育成支援

1 児童福祉

- ①教育・保育サービスの充実
- ②放課後児童クラブの充実
- ③家庭児童相談
- ④施設の適正管理と環境整備の充実
- ⑤ひとり親家庭の支援

2 少子化対策

- ①子育て支援の充実
- ②情報発信・伝達の強化
- ③結婚支援

5-2 社会性豊かな青少年の健全育成

1 青少年育成

- ①子どもミライプロジェクトの展開
- ②青少年健全育成活動の促進
- ③青少年の健全育成と体制の整備
- ④地域の担い手の育成

5-3 起業化の支援

1 起業・創業支援

- ①総合相談窓口の設置
- ②創業に関する支援制度や支援機関の紹介
- ③創業相談会、創業者交流会、講演会の開催
- ④創業支援セミナー
- ⑤創業支援補助事業
- ⑥空き家活用

5-4 就業機会の拡大

1 就業促進

- ①就労相談
- ②ハローワークとの連携
- ③積極的な企業誘致
- ④定住サポートの推進

基本目標 6

豊かな学びと創造のまちづくり

教育・文化

6-1 学教教育の充実

1 学校教育

- ①教育環境の計画的な整備推進
- ②教育環境の充実
- ③教育内容の向上
- ④教育相談の充実
- ⑤特色ある学校づくり

6-2 生涯学習の充実

1 生涯学習

- ①生涯学習推進体制の確立
- ②生涯学習機会の提供と生涯学習団体への支援
- ③生涯学習施設の整備充実
- ④生涯学習情報の提供
- ⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ⑥スポーツ・レクリエーション施設の利用促進
- ⑦スポーツ・レクリエーション団体の育成
- ⑧学習環境の充実

6-3 地域文化の継承と創造

1 地域文化

- ①文化財などの伝承と保護・活用
- ②ふるさと教育の推進
- ③芸術・文化活動の推進
- ④観光との連携

2 地域間交流

- ①地域活力の向上
- ②文化交流の推進

基本目標 7

みんなでつくる連携と協働のまちづくり

協働・行財政

7-1 市民活動の支援

1 コミュニティづくり

- ①コミュニティづくりの推進
- ②コミュニティ活動の環境整備
- ③コミュニティ活動の推進

2 協働体制

- ①市民参加のまちづくり
- ②市民参画のまちづくり
- ③共創プラットフォームの立ち上げ

7-2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画

- ①市民意識の啓発
- ②女性の社会参画への支援

7-3 産学官連携の推進

1 産学官連携

- ①産学官連携によるまちづくりの推進
- ②サイクリングプログラムを核とした地域活性化 DMO 推進事業
- ③子どもミライプロジェクトの展開
- ④定住サポートの推進
- ⑤創業支援事業計画に伴う支援事業

7-4 広報・広聴活動の充実

1 広報・広聴

- ①広報活動の推進
- ②広聴活動の充実
- ③広聴機会の充実

7-5 行政サービスの向上

1 行政運営

- ①情報システムの整備
- ②広域行政の推進
- ③窓口サービスの向上

2 財政運営

- ①計画的・効率的な財政運営
- ②財源の確保
- ③経費の節減



かすみがうら市

平成29年3月

かすみがうら市市長公室政策経営課

〒315-8512 茨城県かすみがうら市上土田 461

TEL 0299-59-2111 , 029-897-1111

FAX 0299-59-2176

<http://city.kasumigaura.ibaraki.jp>